

骨髄移植などにより、定期予防接種で得た免疫を失ったお子さんへ 再接種費用を助成します

骨髄移植などの医療行為により、移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、予防接種の再接種を希望する人は、事前に申請をすることで予防接種費用の助成を受けることができます。

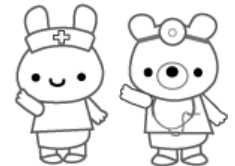
【対象者】以下のすべてを満たす人

- ・ 骨髄移植などの医療行為により、すでに接種された定期予防接種の効果が期待できないため再接種が必要であると医師に判断されていること
- ・ 再接種を受ける日において、岐阜市に住民登録があること
- ・ 20 歳未満であること（※ただし、下表のとおり、ワクチンによって接種年齢に上限があります。）

ワクチン	小児用肺炎球菌	Hib 感染症	五種混合	その他
年齢	6 歳未満	10 歳未満	15 歳未満	20 歳未満

【助成の対象となる予防接種】

五種混合、三種混合、二種混合、麻しん・風しん（MR）、
日本脳炎、ポリオ、Hib 感染症、小児用肺炎球菌感染症、
ヒトパピローマウイルス感染症、水痘（水ぼうそう）、B 型肝炎



【助成金額】

予防接種に要した費用（文書料は除く）を助成します。ただし、岐阜市の予防接種の委託料単価を上限とします。

【手続きの流れ】

1. 事前に助成申請を行う
 - ・ 岐阜市骨髄移植等の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書（様式第 1 号）
 - ・ 岐阜市骨髄移植等の理由による任意予防接種に関する医師意見書（様式第 2 号）
 - ・ 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が確認できるもの（母子健康手帳の写し等）
2. 市から助成承認通知書を発行（書類の受理から 2 週間ほどかかります。）
3. 医療機関で再接種（全額自己負担で医療機関へ支払い、後日払い戻し）
【注意】必ず助成承認通知書が手元にきてから再接種を行ってください。
4. 助成金の交付請求書の提出
【注意】 再接種を受けた日から 1 年以内に、以下の必要書類を揃えてご提出ください。
ただし、3 月に接種した場合は、翌年の 2 月末までに申請してください。
○必要書類
 - ・ 岐阜市骨髄移植等の理由による任意予防接種費用助成金交付請求書（様式第 5 号）
 - ・ 医療機関の領収書
 - ・ 予防接種予診票（助成対象者の氏名、任意接種の種類及び接種日、医療機関の名称の記載があるものに限ります。）
5. 予防接種費用を口座へ振り込み



<問い合わせ先>

岐阜市保健所 感染症・医務薬務課
電話 058-252-7187 FAX058-252-1280
E メール kansen@city.gifu.gifu.jp